

関西広域連合通訳案内士法施行細則

平成24年3月30日
規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、通訳案内士法施行規則（昭和24年運輸省令第27号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、通訳案内士法（昭和24年法律第210号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(欠格事項に該当しないことを証する書面)

第2条 法第4条各号に該当しないことを証するものとして、書面を提出することとする。

2 前項の書面は、様式第1号とする。

(登録簿の閲覧場所、閲覧時間、休所日等)

第3条 法第19条の全国通訳案内士登録簿(以下「登録簿」という。)は、別表1に掲げる場所(以下「閲覧所」という。)において、閲覧できるものとする。

2 閲覧所の休所日は、関西広域連合の休日定める条例（平成22年関西広域連合条例第2号）第2条第1項各号に掲げる日とする。

3 登録簿の整理その他必要がある場合は、前項の規定にかかわらず、臨時に、閲覧時間を短縮し、又は休所日を設けるものとし、その旨を閲覧所に掲示する。

(閲覧手続き)

第4条 閲覧をする者が、登録簿を閲覧しようとするときは、閲覧所に備付けの全国通訳案内士登録簿閲覧申込書に閲覧日、登録簿を閲覧しようとする者の住所、氏名及びその他必要事項を記入し、閲覧しようとする者の氏名及び連絡先等の確認できる身分証明書等を提示しなければならない。

2 前項の書面は、様式第2号とする。

3 登録簿の閲覧は、無料とする。

(閲覧の停止及び禁止)

第5条 閲覧者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録簿の閲覧を停止又は禁止することがある。

(1) 前条の規定に違反したとき。

(2) 登録簿を汚損し、若しくは破損し、又はそのおそれがあるとき。

(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあるとき。

(4) 登録簿の閲覧に関して職員の指示に従わないとき。

2 前項に規定する場合のほか、登録簿の管理のため特に必要があると認める場合は、登録簿の閲覧を停止させ、又は禁止することがある。

(申請等の受付)

第6条 法第20条第1項の登録の申請、法第23条第1項の変更の届出、法第24条の再交付の申請及び省令第21条の業務廃止等の届出に係る受付は、別表2に掲げる場所にお

いて行うこととする。ただし、登録申請者が省令第16条第3項の本人確認情報を利用する場合は、別表2に掲げる場所のうち、登録申請者の住所地を管轄する府県において受け付けることとする。

- 2 前項の申請又は届出をしようとする者は、必要となる関西広域連合で定める額の手料を、申請または届出を行うときに納付しなければならない。

(添付書類の提出部数)

第7条 省令第16条第1項の全国通訳案内士登録申請書、同条第2項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる書類、省令第19条第1項の登録事項変更届出書及び変更が行われたことを証する書面、省令第20条第1項の登録証再交付申請書及び合格証書の写し並びに省令第21条の業務廃止等に係る届出書の提出部数は、各1部とする。

(住民票の抄本に代わる書面)

第8条 省令第16条第3項に掲げる住民票の抄本に代わる書面は、運転免許証、写真付き住民基本台帳カード又は個人番号カード(表面)とする。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年11月30日関西広域連合規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表1及び別表2の改正規定(別表1奈良県の項及び別表2奈良県の項に係る部分に限る。)は、奈良県の加入に係る関西広域連合規約変更の総務大臣許可があった日から施行する。

附 則(平成27年12月28日関西広域連合規則第8号)

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則(平成29年12月28日関西広域連合規則第4号)

この規則は、平成30年1月4日から施行する。

附 則(平成31年3月29日関西広域連合規則第7号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年6月20日関西広域連合規則第2号)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和3年1月20日関西広域連合規則第2号)

この規則は、令和3年1月20日から施行する。

(別表 1)

関西広域連合 全国通訳案内士登録簿閲覧所及び閲覧時間

府県名	閲覧場所	閲覧時間
滋賀県	本庁商工観光労働部 観光振興局	8時30分～17時15分
京都府	本庁商工労働観光部 観光室	8時30分～17時15分
大阪府	咲洲庁舎府民文化部 都市魅力創造局 企画・観光課	9時30分～17時00分
兵庫県	本庁産業労働部観光局 観光推進課	9時00分～17時30分
奈良県	本庁産業・観光・雇用振興部 観光局 ならの観光力向上課	8時30分～17時15分
和歌山県	本庁商工観光労働部 観光局観光交流課	9時00分～17時45分
鳥取県	本庁交流人口拡大本部 観光交流局 国際観光誘客課	8時30分～17時15分
徳島県	本庁商工労働観光部 観光政策課	8時30分～17時15分

(別表 2)

関西広域連合 全国通訳案内士登録申請等受付場所及び時間

府県名	受付場所	受付時間
滋賀県	本庁商工観光労働部 観光振興局	8時30分～17時15分
京都府	本庁商工労働観光部 観光室	8時30分～17時15分
大阪府	咲洲庁舎府民文化部 都市魅力創造局 企画・観光課	9時30分～17時00分
兵庫県	本庁産業労働部観光局 観光推進課	9時00分～17時30分
奈良県	本庁産業・観光・雇用振興部 観光局 ならの観光力向上課	8時30分～17時15分
和歌山県	本庁商工観光労働部 観光局観光交流課	9時00分～17時45分
鳥取県	本庁交流人口拡大本部 観光交流局 国際観光誘客課	8時30分～17時15分
徳島県	本庁商工労働観光部 観光政策課	8時30分～17時15分

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

関西広域連合長 様

住所

氏名

宣 誓 書

私は、通訳案内士法第4条各号に定める下記事項に該当していないことを宣誓します。

記

- (1) 1年以上の懲役又は禁錮^この刑に処せられた者で、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの
- (2) 通訳案内士法第25条（同法第57条において準用する場合を含む。）の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しないもの

様式第2号（第4条第1項関係）

全国通訳案内士登録簿閲覧申込書

年 月 日

関西広域連合長 様

申込者

住 所

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電 話（ ） —

関西広域連合通訳案内士法施行細則第4条の規定により、全国通訳案内士登録簿の閲覧について、次のとおり申し込みます。

閲覧目的	
閲覧年月日	年 月 日（ ）
閲覧時間	午前・午後 時 分～ 時 分